

〔資料2〕

令和4年2月24日
区民部国保年金課

令和3年度第2回東京都国民健康保険運営協議会について

令和4年2月9日開催の令和3年度第2回東京都国民健康保険運営協議会について、以下のとおり報告する。

1 令和4年度確定係数に基づく納付金等の算定結果

都は、国が提示した確定係数に基づき医療給付費等を見込み、医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて、区市町村ごとの納付金額と納付金を賄うために必要な標準保険料率を算定した。

【東京都の算定結果】

事項	令和4年度（確定係数）	伸び率
被保険者数	267.4万人	▲3.1%
給付費総額	7,865億円	▲0.1%
1人当たり給付費	294,173円	3.1%
納付金総額	4,346億円	4.1%

この結果、確定係数に基づいて算定した令和4年度の一人当たり保険料の額は、167,042円となり、令和3年度確定係数に基づく保険料算定額から、6.2%の伸び率となった。

【練馬区に係る算定】※（ ）は令和3年度

- ア 納付金額 21,590,987,754円（20,916,076,740円）
- イ 1人当たり保険料額 163,060円（154,800円）伸び率5.34%
- ウ 標準保険料率

基礎（医療）分		後期支援金分		介護納付金分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.61%	44,858円	2.44%	13,952円	2.44%	17,722円
(6.91%)	(40,618円)	(2.53%)	(14,510円)	(2.59%)	(18,918円)

2 未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置について

国民健康保険料は、応益（均等割等）と応能（所得割等）に応じて設定される。子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・都および区の間組として、令和4年度保険料より、未就学児均等割保険料の軽減を行う。

全世帯の未就学児を対象とし、均等割保険料の5割を公費（負担割合：国1/2、都1/4、区1/4）により軽減する。低所得者に対する保険料軽減制度に該当している場合は、軽減後の均等割額をさらに5割軽減する。

3 配布資料

別添のとおり

4 その他

(1) 特別区国民健康保険基準保険料率および特別区の対応方針

特別区では、将来的な都内保険料水準の統一を目指し、統一保険料方式の継続を原則としている。保険料の急激な負担増とならないよう、特別区独自の激変緩和を行い、計画的に保険料率を設定するとともに、医療費の適正化・収納率の向上・法定外繰入の縮減に向け取り組む。

(2) 今後の予定

区議会第一回定例会に、保険料率等の改定のための練馬区国民健康保険条例の一部改正の議案を提出